

吹田市多文化共生推進指針

平成 29 年（2017 年）10 月

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員として共に生きていくことです。

なぜいま多文化共生なのか

多文化共生に向けた取組みを推進していくことにより、市民が異なる文化とふれあい、違いについて考えるきっかけづくりを進めていきます。

自分とは異なる考え方を持つ人たちと接することで、日本人市民、外国籍市民等^(注)という違いにこだわることなくその壁を超えて、日本人市民も外国籍市民等もすべての人が暮らしやすいまちの実現へとつながっていきます。

多文化共生の推進は、差別や偏見のない社会へつながり、安全で安心して暮らすことのできるまちを築き上げるものであり、国際理解の向上につながるものとして重要なことです。

(注) 本指針では、本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や海外からの帰国者等でアイデンティティを異なる文化に持つ市民のことをいいます。

吹田市多文化共生推進指針

～共に暮らす地域社会を目指して～

1 指針策定の背景

本市は昭和 57 年(1982 年)にスリランカのコロンボ市*¹と、平成元年(1989 年)には当時のオーストラリアのバンクスタウン市(現カンタベリバンクスタウン市*²)の両市と友好交流都市提携を締結し、これまでは国際親善交流、国際協力を柱に国際化施策を推進してきました。

近年多くの日本人が国外に出かけ、観光やビジネス等で日本を訪れる外国人も増加し、国際的な人の流れが活発化しています。

また、情報・通信技術の飛躍的な進歩や社会経済状況の変化などによるグローバル化の進展により、国籍や民族、文化等の異なる人々と地域での交流の機会が増えてきています。

そのような中、ことばをはじめ生活者としての外国籍市民等が抱える様々な課題が出てきており、外国籍市民等を一時的な滞在者としてだけでなく、良きパートナーとして受入れ、日本人市民と外国籍市民等が共に暮らし、豊かな地域社会を形成する多文化共生を推進することが求められています。

そのため、外国籍市民等が持つそれぞれの文化、生活文化*³を大切に、日本人市民も多文化に接し、外国籍市民等が社会生活において地域社会の一員として暮らしやすい都市環境を整え、多様な価値観や異なる文化への市民理解を促進することが必要です。

本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。

2 外国籍市民の人口動向から見た現状

平成 28 年(2016 年)12 月末の本市の人口は 369,898 人で、現在も増加の傾向が見られます。

本市の人口のうち、平成 28 年 12 月末の外国籍市民は、4,960 人(本市の人口に対する比率 1.34%)で、平成 25 年(2013 年)12 月末の 4,342 人から 3 年間で 618 人(14.0%)増加したことになります。

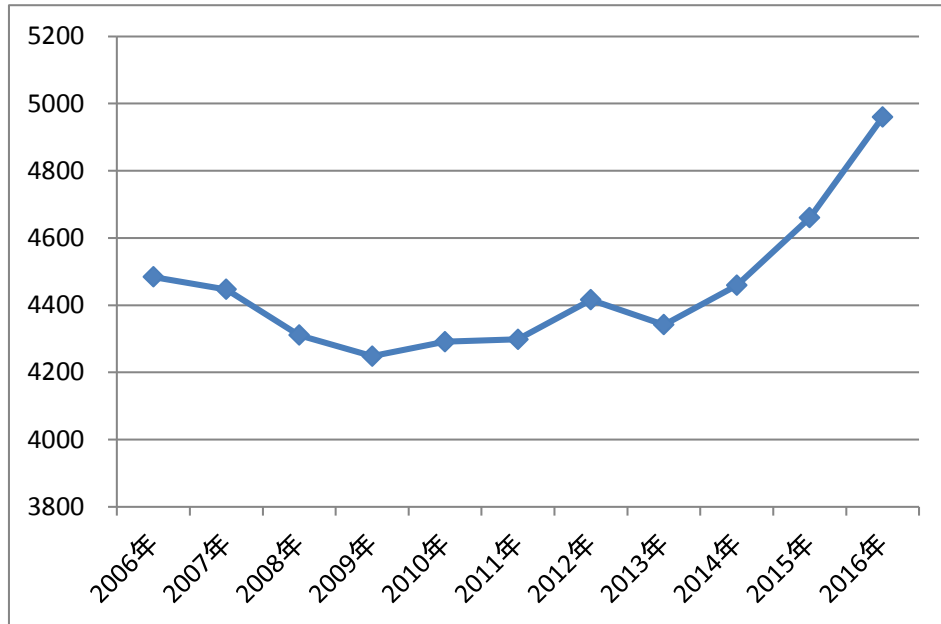
本市の特徴の一つとして市内に 5 大学 1 研究機関*⁴ が立地しており、留学生が平成 25 年 12 月末の 791 人から平成 28 年 12 月末の 1,133 人となり、この 3 年間で 342 人増加したことが大きな要因となっています。

また、国内の生産活動に携わる中心となる労働力に相当する 15~64 歳の人口(生産年齢人口)のうち、日本人市民と外国籍市民の若年層(15~29 歳)の人口の割合は、日本人市民が 15.0%、外国籍市民が 34.0%となっており、外国籍市民の割合が日本人市民より、2 倍以上高い比率となっています。

外国籍市民の人口構成としては、約半数が特別永住者*⁵、永住者等*⁶で、その他の外国籍市民は、留学生を中心とした比較的短期の在留者となっていることから、それぞれの立場を踏まえた多文化共生社会を目指すべきと考えます。

外国人人口推移(12月末)

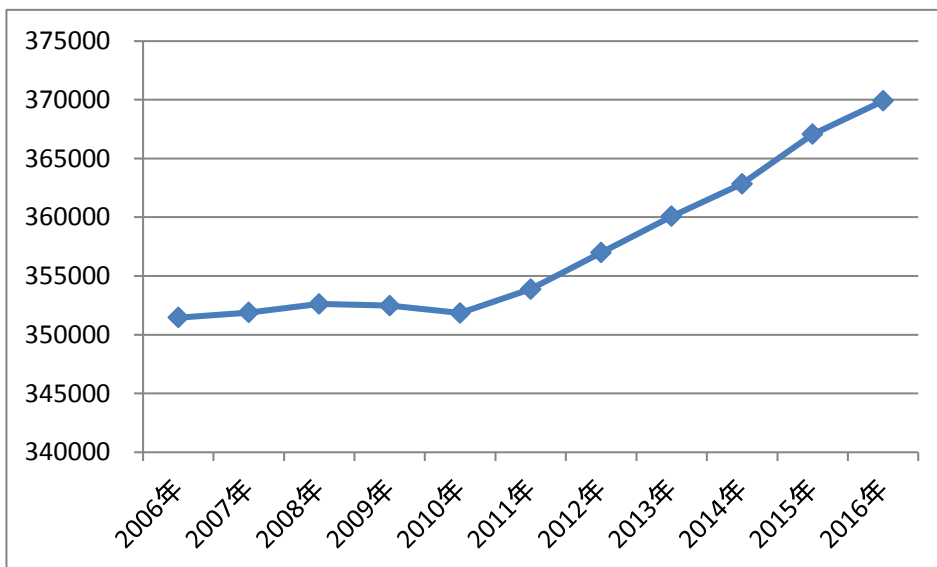
(単位:人)



(市民課人口統計より)

全体人口推移(12月末)

(単位:人)



(市民課人口統計より)

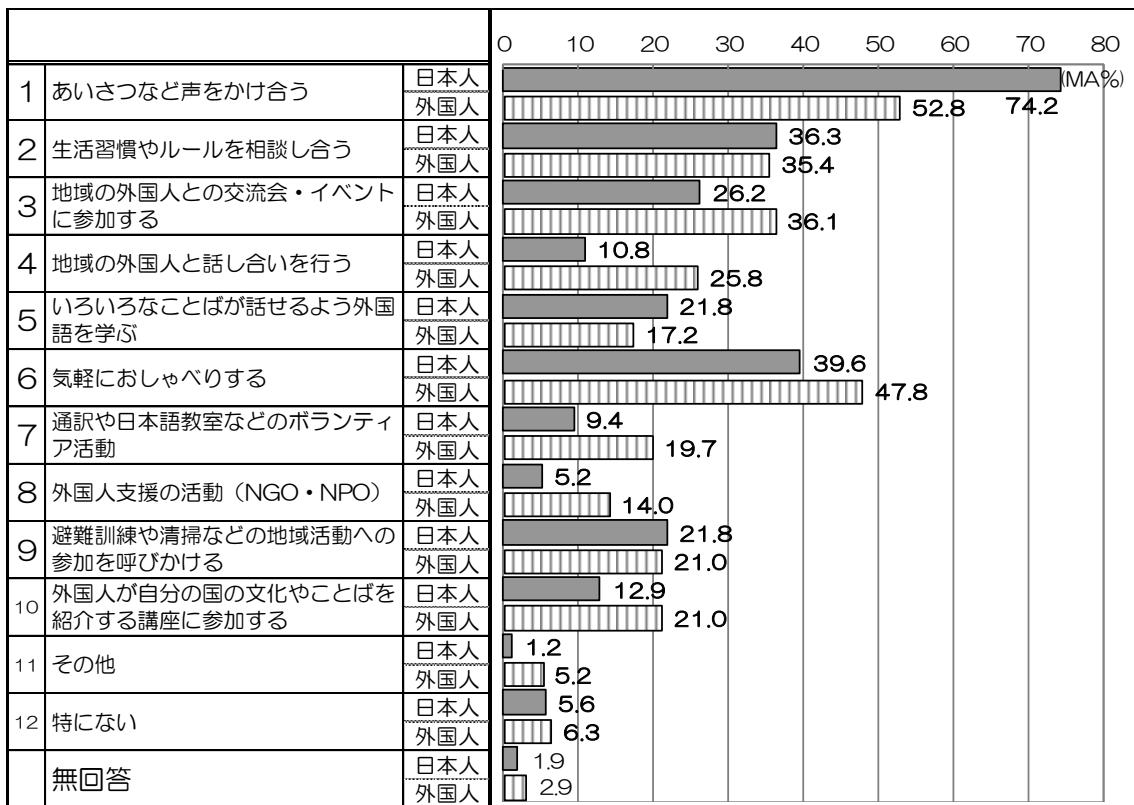
3 アンケート結果から見た課題

(1) 日本人と外国人が理解し合い、共に暮らしていくまちづくりのために必要なことについて

日本人に必要なことは、挨拶など声をかけ合うことと考えている人が、日本人 74.2%、外国人 52.8%となっています（図1）。

<図1> 「多文化共生のまちづくり」のために日本人がしたらよいと思うこと

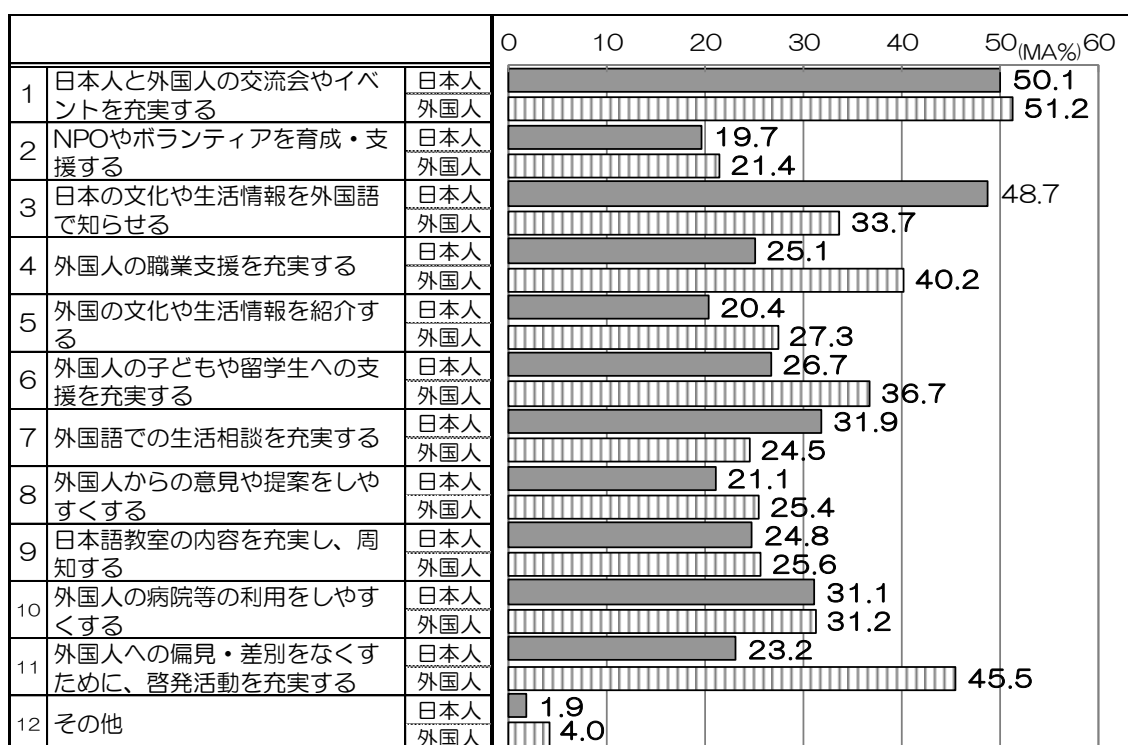
【複数回答】



吹田市が力を入れるべきことは、日本人と外国人の交流会等を充実することと考えている人が日本人50.1%、外国人51.2%となっています（図2）。

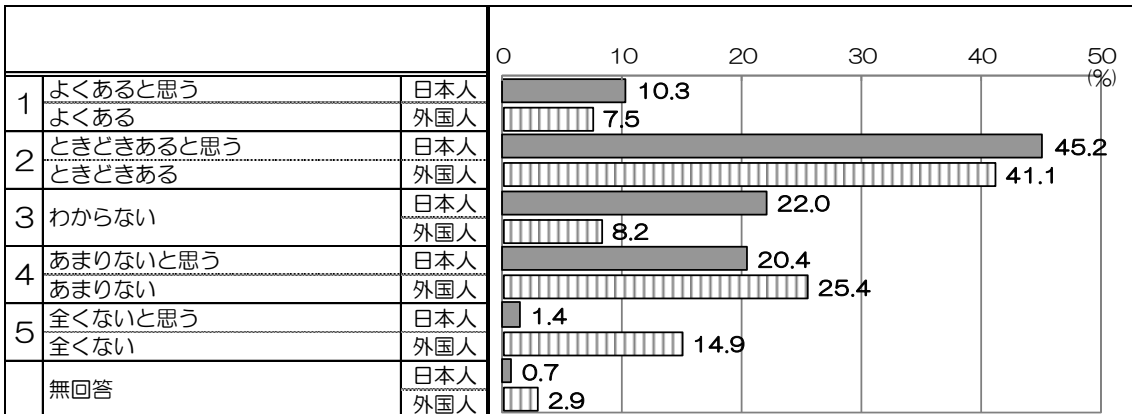
＜図2＞「多文化共生のまちづくり」のために市が力を入れるべきこと

【複数回答】



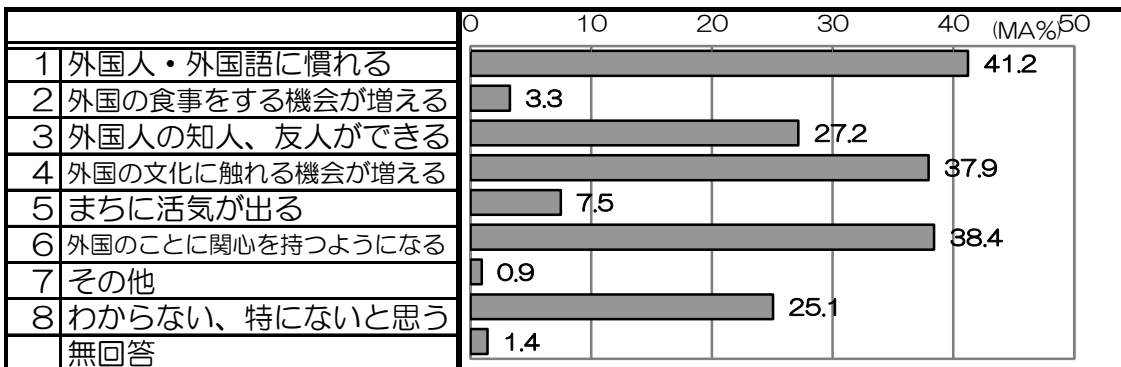
また、外国人に対しての偏見や差別があると思っている人が、日本人55.5%、外国人48.6%であり（図3）、偏見・差別をなくすためには啓発活動の充実と考えている人が、日本人23.2%、外国人45.5%と、啓発を必要と考える人の割合は外国人が高くなっています（図2）。

＜図3＞外国人に対する偏見や差別の有無



日本人の中で、「外国人が増えることで良いと思うこと」について前向き（図4）であるにもかかわらず、現在外国人との付き合いがない人が65.3%（図5）、近所に外国人が増えることでの心配ごとがある人が44.0%であり（図6）、大きく認識の相違があります。

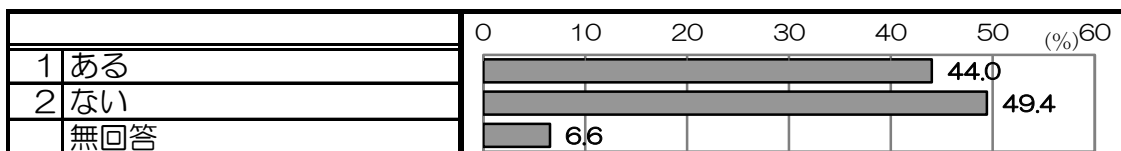
＜図4＞近所に外国人が増えることで良いと思うこと【日本人、複数回答】



＜図5＞外国人との付き合い（現在、今後）【日本人、複数回答】

付き合いの程度（現在／今後）		現在	今後
1	あいさつする程度／あいさつをする	13.8%	56.9%
2	友人として親しく付き合っている／友人として付き合う	6.6%	22.2%
3	地域活動・行事での付き合い／地域活動・行事で付き合う	1.2%	26.7%
4	仕事や職場、教室での付き合い／－	13.6%	－
5	困ったときに助け合っている／何か困った時に助け合う	2.1%	28.3%
6	－／家族同様に親しく付き合う	－	2.6%
7	－／わからない	－	21.5%
8	その他	0.5%	1.9%
9	付き合いはない／外国人とは付き合わない	65.3%	4.7%
	無回答	2.1%	1.2%

＜図6＞近所に外国人が増えることの心配【日本人】

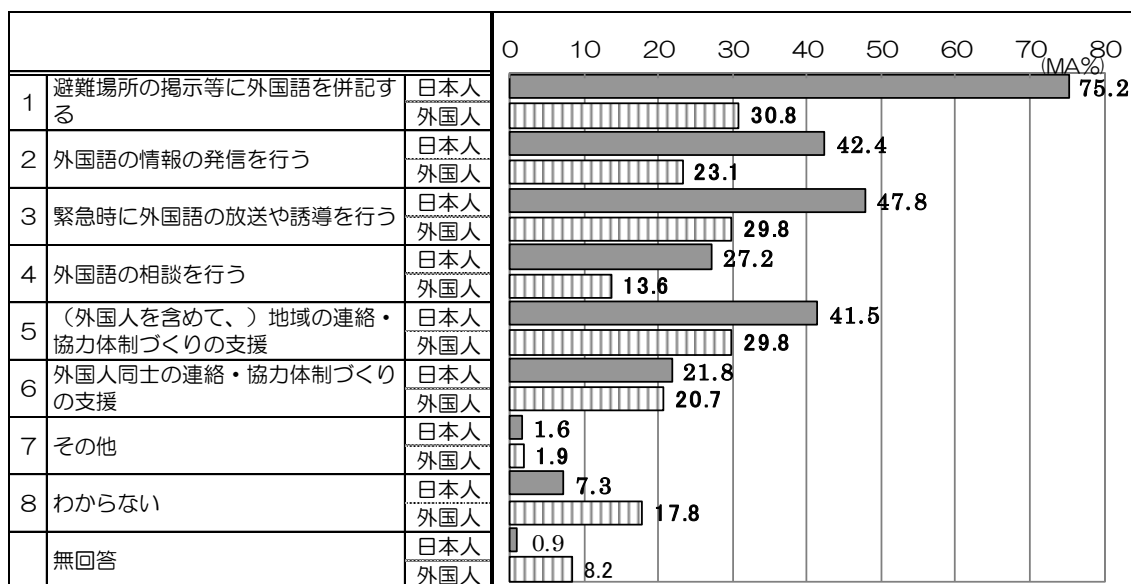


これらのことから、日本人と外国人の双方に対して、お互いを知るための機会づくりが必要であり、実際に知り合いになり相互理解ができるようになると、認識の相違や偏見を持った人の減少につながると考えられます。

防災面においては、外国人を含めた地域体制づくりの支援と考えている人が、日本人 41.5%、外国人 29.8%であり（図7）、日本人・外国人がお互いに支援し合う地域体制づくりが必要です。しかし、近所の日本人と付き合いがない外国人が 7.8%あり（図8）、災害時の対応に、近隣のコミュニティに入っていない人に対して、まずコミュニティに入ってきてもらうための方策が必要です。

＜図7＞在住外国人の災害の不安をなくすために市が行うべき対策

【複数回答】



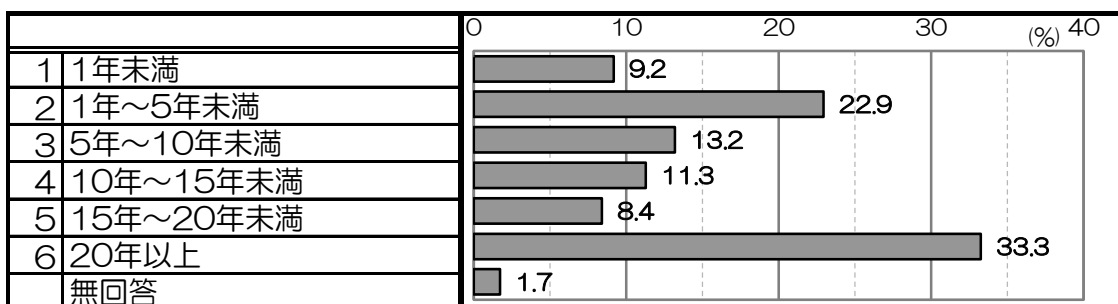
＜図8＞日本人との付き合い（現在、今後）【外国人】

付き合いの程度（現在／今後）		現在	今後
1	あいさつする程度／あいさつをする	64.8%	44.6%
2	友人として親しく付き合っている／友人として付き合う	24.1%	44.7%
3	地域活動・行事での付き合い／地域活動・行事で付き合う	18.5%	32.1%
4	学校（PTA など）での付き合い／－	17.6%	－
5	困ったときに助け合っている／何か困った時に助け合う	14.3%	44.2%
6	－／家族同様に親しく付き合う	－	13.6%
7	－／わからない	－	6.3%
8	その他	2.3%	1.9%
9	付き合いはない／日本人とは付き合わない	7.8%	0.2%
	無回答	1.5%	1.1%

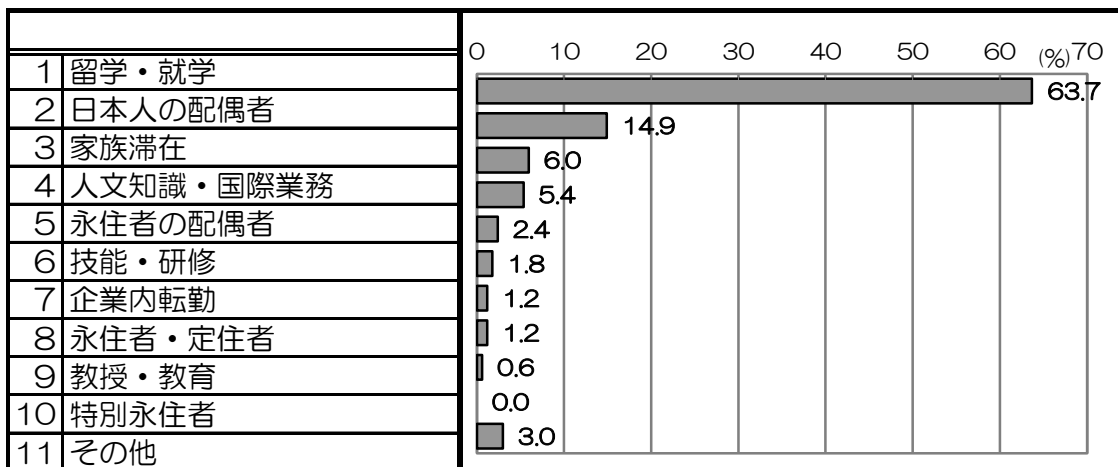
(2) 滞在期間の異なる外国人に対してそれぞれに必要なことについて

吹田市在住の外国人の滞在期間は5年未満（全体の32.1%）と20年以上（全体の33.2%）に二極化しています（図9）。そのうち滞在期間5年未満の人の在留資格は、留学生在が63.7%となっています（図10）。

<図9>日本での通算滞在期間【外国人】



<図10>在留資格【外国人（日本在住5年未満）】

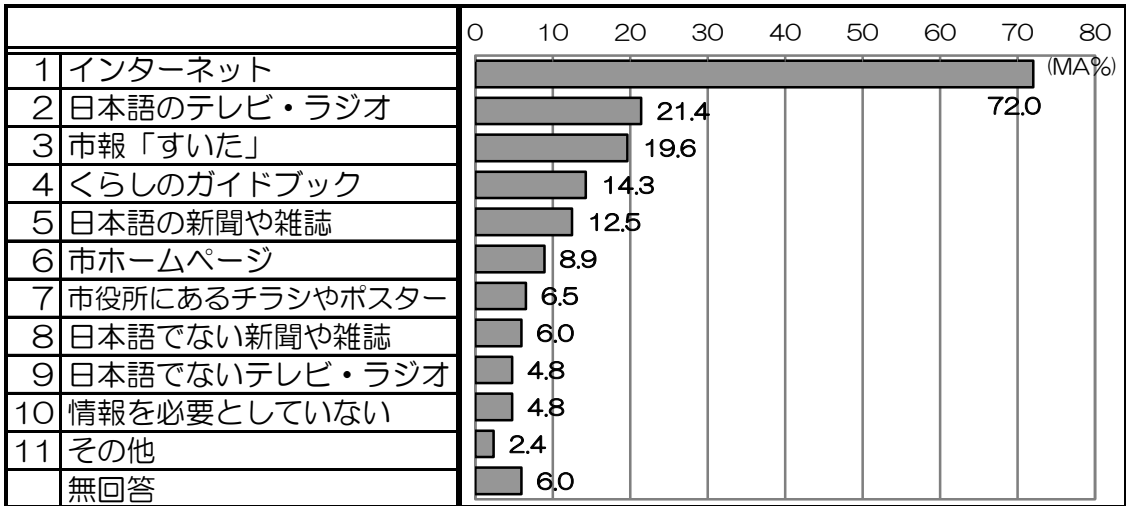


生活に必要な情報をインターネットから得ている人が72.0%で（図11）、得たい情報の内容としては、税金や年金・保険、日本人との交流の情報、緊急時の対応や、日本語の勉強に関することなどを求める人の割合が高くなっています（図12）。

滞在期間の短い人に対しては、近所の人と知り合う機会を増やすことや生活に関わる情報が入りやすいように、情報の伝達方法の整備が必要です。

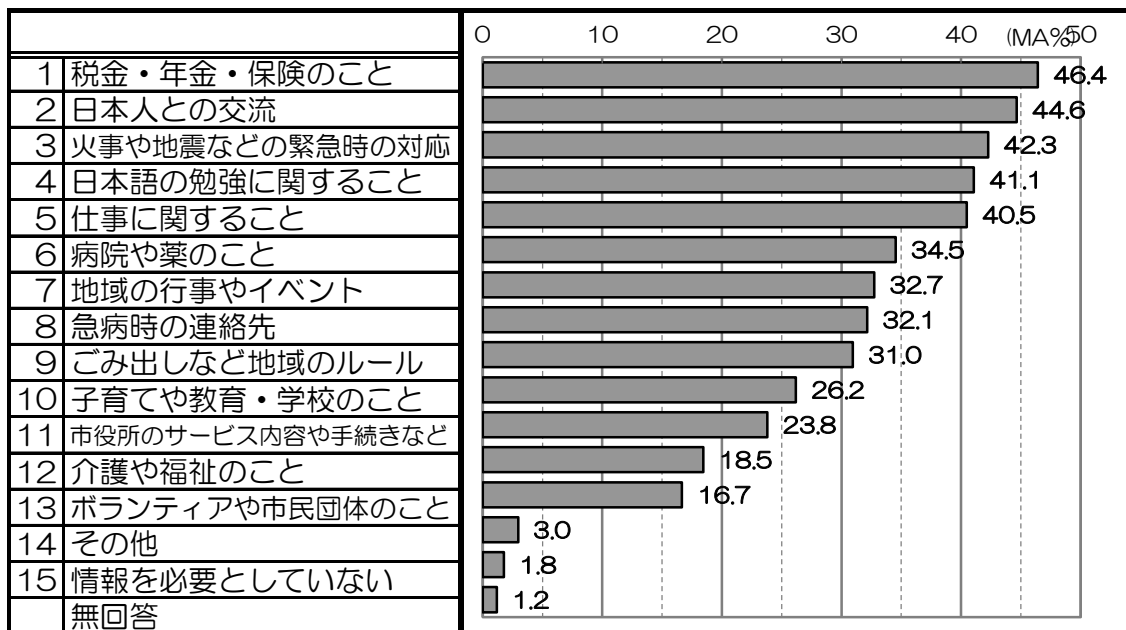
<図11>生活に必要な情報の入手方法【外国人（日本在住5年未満）、

複数回答】



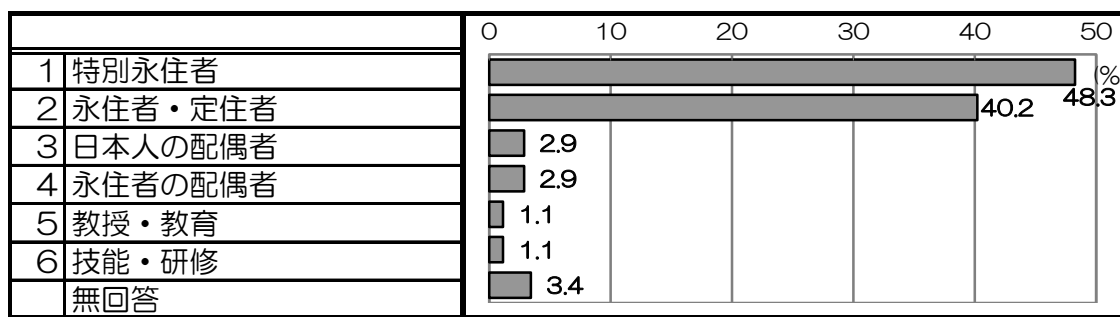
<図12>普段の生活で必要とする情報【外国人（日本在住5年未満）、

複数回答】

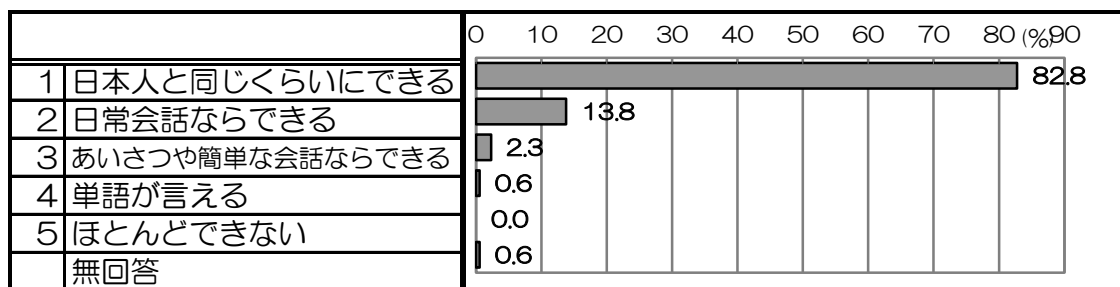


一方、滞在期間20年以上の人のうち、特別永住者、永住者・定住者は合わせて88.5%あり（図13）、日本語での日常会話に困らない人が96.5%と非常に高い割合です（図14）。コミュニケーションに問題はないが、偏見や差別を感じている人が半数近くいます（図15）。偏見や差別を感じる時は仕事上（39.2%）や、公的機関などの手続きの時（29.1%）、結婚のための住宅を探すときや結婚するとき（27.8%）などに偏見や差別を感じる人が45.4%あり（図16）、日本人市民と外国籍市民等の相互理解のための啓発が必要です。

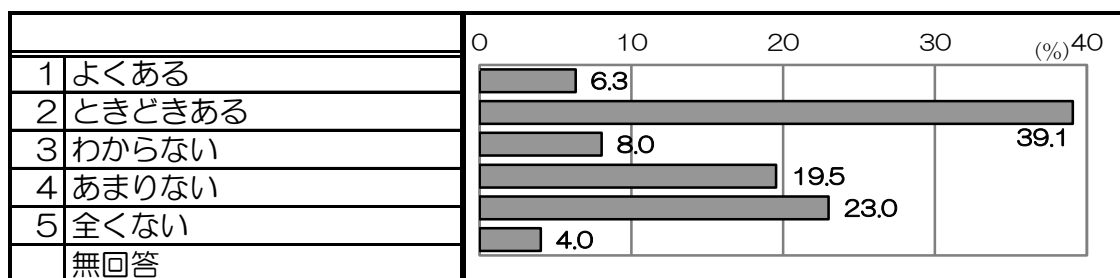
＜図13＞在留資格【外国人（日本在住20年以上）】



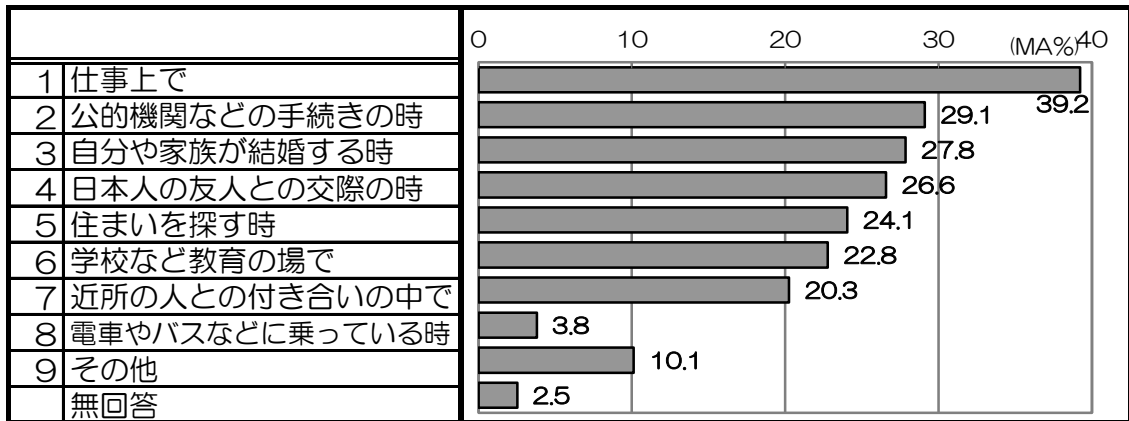
＜図14＞日本語を話す能力【外国人（日本在住20年以上）】



＜図15＞外国人に対する偏見や差別の有無【外国人】



<図16> 偏見や差別を感じる時【外国人（日本在住20年以上）、複数回答】

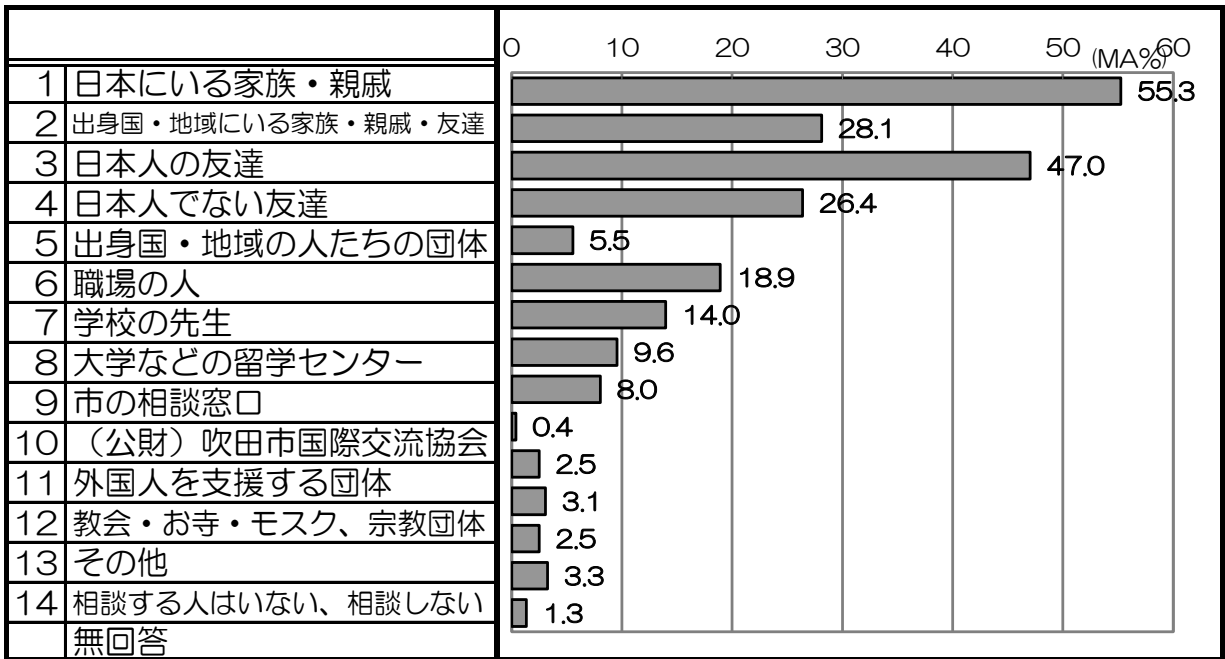


(3) 外国人全体に対して必要なことについて

外国人はまず家族や友達に相談する人が多く、困ったときに家族に相談する人が 55.3%、日本人の友達に相談する人が 47.0%です

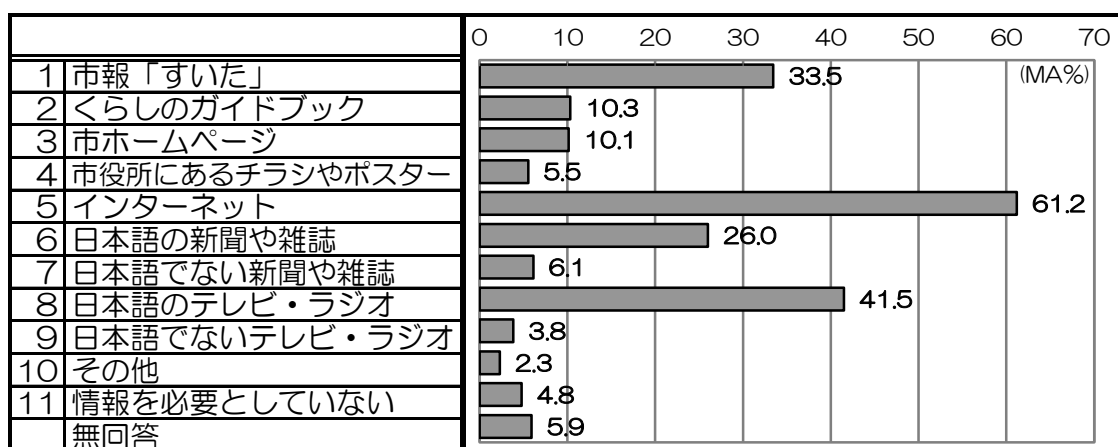
(図 17)。市役所に相談する割合は 8.0%と低く、相談体制が不十分と考えられるため、外国籍市民等が利用しやすく相談や対応のできる窓口整備が必要です。

<図 17> 困っている時に相談する人【外国人、複数回答】

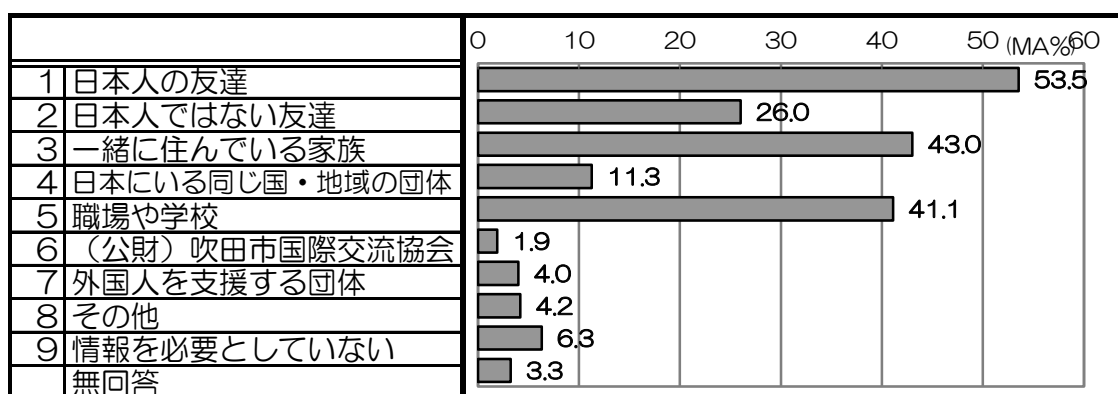


生活情報の入手方法として、インターネットが 61.2%と高い値を示しているのに対し（図18）、入手方法としての「市ホームページ」を活用するものは 10.1%（図18）、入手先としての「公益財団法人吹田市国際交流協会*7」は 1.9%、「外国人を支援する団体」が 4.0%と活用が低い率に止まっており（図19）、外国人への中心的情報発信元の情報がインターネットで活用されるようモバイルサイトに登録すれば適宜情報を得ることができるなど、時代に即した情報発信の施策が必要です。

＜図18＞生活に必要な情報の入手方法【外国人、複数回答】



＜図19＞生活に必要な情報の入手先【外国人、複数回答】



日本語を話す、聞く能力が「ほとんどない」外国人は1.7%と少ないにもかかわらず（図20）、医療機関などでの対応には様々な不安を感じたり（図21）、17.0%の人が災害時の言語面での不安を持っています（図22）。

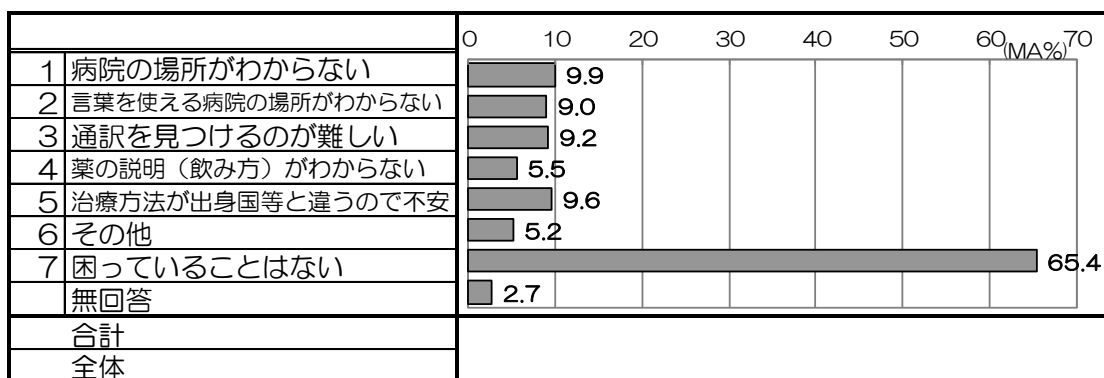
市役所の手続きについても、外国人用の総合窓口35.8%、得意な言語のパンフレット16.6%、得意な言語の通訳14.0%と、何らかの支援を必要としています（図23）。

外国籍市民等が安心して日常生活を送る上で、日本語の会話がほぼできるとしても問題がないわけではなく、言語について、生活の場面それぞれの状況にあわせた取り組みが必要です。

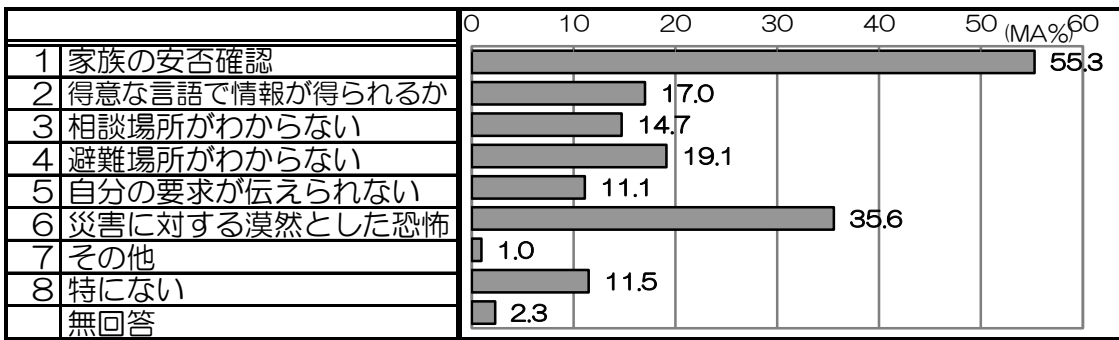
＜図20＞日本語の理解力【外国人】

使える言語		話すこと	聞くこと	文字を書くこと	文字を読むこと
1	日本人と同じくらい	45.1%	46.5%	48.0%	54.1%
2	日常会話／簡単な漢字やカタカナ	37.3%	34.8%	36.3%	33.3%
3	簡単な会話／ゆっくり話す／カタカナ・ひらがな	12.0%	11.7%	7.8%	5.9%
4	単語／ひらがな	2.7%	4.0%	1.3%	1.5%
5	ほとんどできない	1.7%	1.7%	5.0%	3.6%
	無回答	1.1%	1.3%	1.5%	1.5%
全体		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

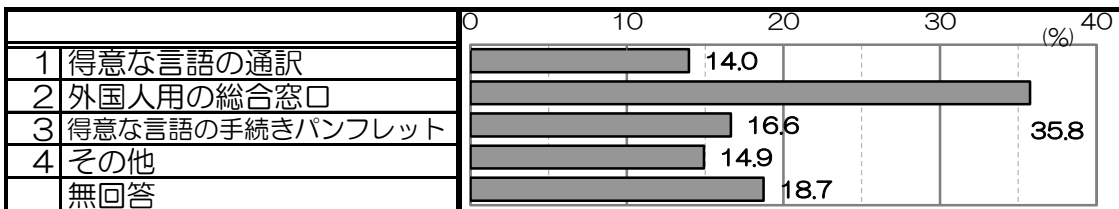
＜図21＞病院や薬のことで困っていること【外国人、複数回答】



＜図22＞災害の時の不安【外国人、複数回答】



＜図23＞市役所の手続きをしやすくするために必要なこと【外国人】



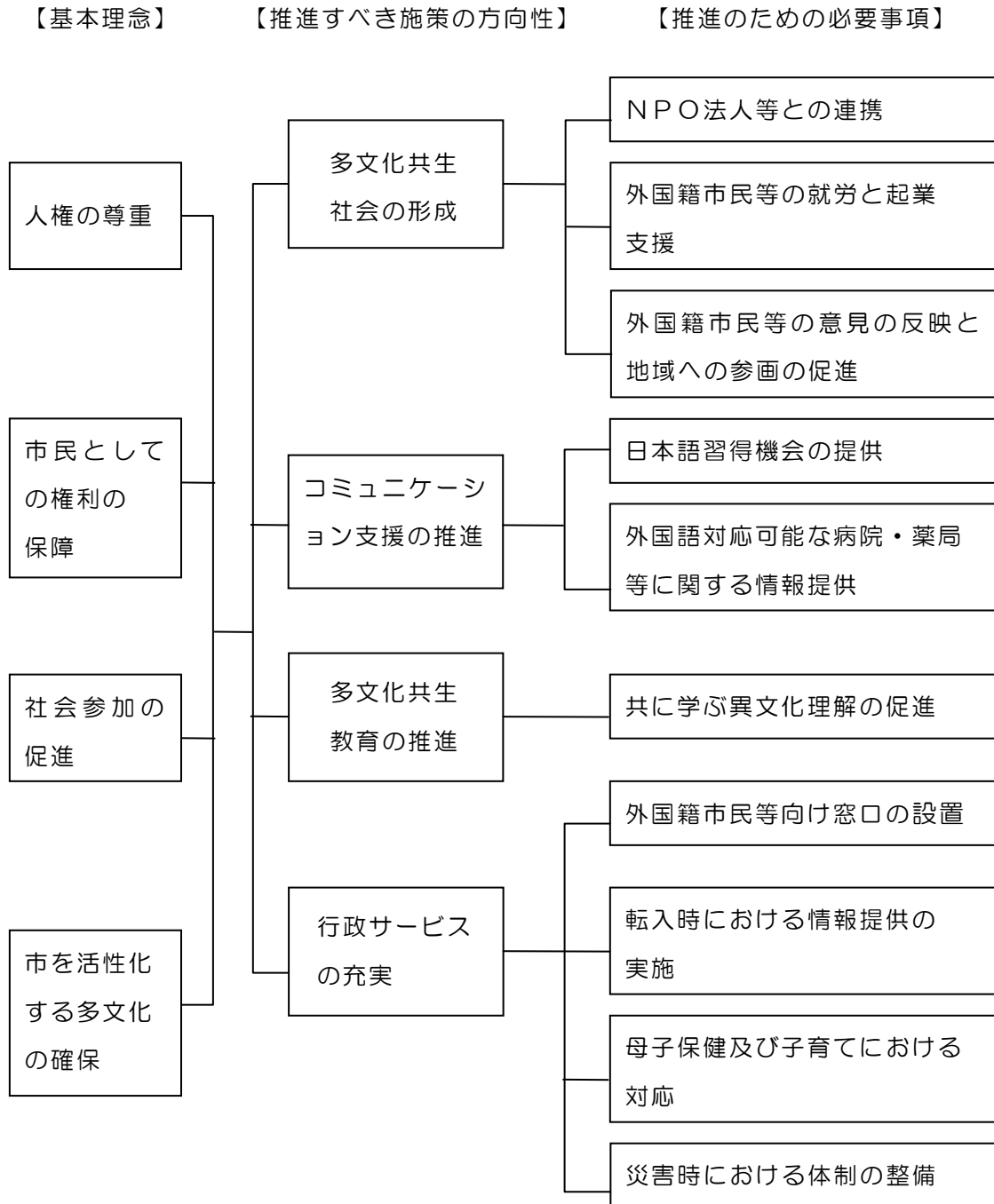
【まとめ】

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め、理解し、地域で共に生きていく「多文化共生のまちづくり」に向けて、お互いが声かけや挨拶しやすい地域づくり、日本人市民と外国籍市民等がお互いを知るための機会づくりのほか、手段や方法の工夫によって外国籍市民等が手に入る情報を増やすことは、互いの偏見や差別意識の払拭や、地域の中で困ったときに助け合う関係づくりにつながります。

また、日本語のコミュニケーションについては、日常的に困っている人が少ないものの、病院の受診時や災害時といった個々の場合に応じた支援が必要なときもあり、コミュニケーションボードや生活マニュアルの外国語版を作成するなどの取組みを展開することで、地域のコミュニティに溶け込みやすく、より多くの外国籍市民等が生活しやすい環境が整えられると考えられます。

4 施策体系

全ての市民が国籍や民族、文化の違いを認め合い、人権が尊重され、対等な地域社会の一員として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。



5 指針の基本的な考え方

(1) 基本目標

全ての市民が国籍や民族、文化の違いを認め合い、人権が尊重され対等な地域社会の一員として、共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指します。

(2) 基本理念

ア 人権の尊重

人権に関する国際関連諸条約、諸法規等や「吹田市人権施策基本方針^{*8}」を踏まえ、外国籍市民等が差別や人権侵害を受けることがないように、外国籍市民等に関わる施策等を推進します。

イ 市民としての権利の保障

外国籍市民等も地域社会を共に構成する市民です。言語や文化が異なっても、日本人市民と同等の行政サービスが受けられる施策等を推進します。

ウ 社会参加の促進

外国籍市民等が日本人市民と共に多文化共生のまちづくりを担うため、地域社会への参加を促進します。

また、互いの文化などを尊重し、互いに学び合う地域社会づくりを推進します。

エ 市を活性化する多文化の確保^{*9}

日々の生活の中で、日本人市民と外国籍市民等による相互の文化理解の機会を意識的に企画・提案し、互いに学び合い、多文化が地域に存在することが市の魅力となるまちづくりを推進します。

(3) 推進すべき施策の方向性

ア 多文化共生社会の形成

市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*¹⁰の視点に立ったまちづくりを促進します。

イ コミュニケーション支援の推進

情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国籍市民等に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。

ウ 多文化共生教育の推進

日本人市民、外国籍市民等が互いの文化、習慣等を認め合えるよう国際的な視野に立ち、異なるルーツを持つ市民が共存し、生活する中で双方向での学びの機会を創出します。

エ 行政サービスの充実

外国籍市民等が健康で安心して暮らすため、市の制度や施策等の必要な情報を理解しやすく提供することで、円滑で適切な行政サービスの充実を図ります。

6 推進すべき具体的事業

(1) 多文化共生社会の形成

【実施中の事業】

未就学の子どもを育てている外国籍市民等や日本人の親子が集い、遊びを通して親子の友だちづくりを支援するための事業や地域の学習ニーズを生かした講座などを各地区公民館など公共施設を活用し多様な取り組みを行っています。

また、市民の人権意識の普及高揚を図り、共に生きることができるとる社会を目指すことを目的に活動する団体に対し補助金を交付しています。

【推進のための必要事項】

ア NPO法人等との連携

地域における生活ルールを巡って、日本人市民と外国籍市民等との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因する場合が多いと言われています。NPO法人等と、それぞれの特長を生かした連携をすることにより、お互いを理解し合うための仕組みづくりを構築し、日本人市民と外国籍市民等の双方が生活しやすいまちづくりを目指します。

イ 外国籍市民等の就労と起業支援

外国籍市民等の就業機会を確保するため、ハローワークや商工会議所などとの連携を通し、外国籍市民等の良好な就業環境を構築していくことが必要です。

また、起業意欲のある外国籍市民等が、地域経済の特徴や外国籍市民等の発想を生かした企業家として地域で活躍できるよう、情報提供等、外国籍市民等の起業支援が必要です。

ウ 外国籍市民等の意見の反映と地域への参画の促進

地方公共団体の施策に外国籍市民等の意見が広く反映できるよう、市の主催する会議等に外国籍市民等が参画しやすい体制づくりが必要です。

また、地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国籍市民等が自治会、商店街、PTAなどといった地域社会への参画を促進するための支援等が必要です。

(2) コミュニケーション支援の推進

【実施中の事業】

日本語理解が十分でない帰国又は外国籍市民等の児童などに対して、通訳を派遣し、日本語指導、学校生活への適応指導等の充実に努めるとともに日本語適応教室を設置し、学校での日本語の習得を支援しています。

また、図書館では、外国語の利用案内を作成し、日本語学習に役立つ図書のほか、外国語で書かれた資料も収集し貸出ししています。

公益財団法人吹田市国際交流協会において、レベルに応じた日本語教室を開催しています。

【推進のための必要事項】

ア 日本語習得機会の提供

外国籍市民等が日本で生活していくうえで、日本の社会制度や文化を理解し、地域コミュニティに参加していくことが望ましいと考えられます。そのために日々のコミュニケーションの基礎となる日本語の習得が最も重要です。

また、本市に多く居住する留学生なども日本語を習得しようとする意欲があります。身近な場で、様々な機会を通じて、日本語や日本の文化理解の促進を図る機会の提供が必要です。

イ 外国語対応可能な病院・薬局等に関する情報提供

市内の外国語対応可能な病院や薬局の情報を収集し、様々な媒体で外国籍市民等への積極的な情報提供が必要です。

(3) 多文化共生教育の推進

【実施中の事業】

外国と日本の青少年が、互いの文化や価値観に対する理解を深める機会となるイベントを開催しています。図書館では小学生等と保護者を対象に大学生ボランティアグループによる英語絵本の読み聞かせや英語による遊びの時間を提供しています。

また、日本人市民と外国籍市民等が互いの人権や平和の大切さを啓発するイベントとして人権フェスティバルなどを開催しています。

【推進のための必要事項】

ア 共に学ぶ異文化理解の推進

多文化共生社会の実現のためには、外国籍市民等が地域社会の一員としての役割を果たすと同時に、日本人市民は外国籍市民等に対する差別や偏見をなくし、共に本市のまちづくりを進めるパートナーと認識することが求められます。

また、在留年数の長短にかかわらず歴史的、社会的背景等により、差別や偏見を感じている外国籍市民等も少なくありません。こうした状況から日本人市民が、外国籍市民等に対する理解を深めるためには、双方の交流事業を実施するだけでなく、日常的に気軽に訪問でき、互いに交流できる場所づくりが必要です。

ただし、独自の文化等により時間や空間を大切にしている場合には、一定の配慮を行うことも必要です。

(4) 行政サービスの充実

【実施中の事業】

年金や保育等各種行政手続きにおいて、外国語版のパンフレットを作成し、制度の周知などに努めています。また、窓口では可能な範囲で職員が外国語での対応を行っています。

【推進のための必要事項】

ア 外国籍市民等向け窓口の設置

日本での滞在期間が短い外国籍市民等は、相談できる相手や方法も限られ、日本語での意思の疎通が困難な場合も想定されるため、必要な社会保障や公的機関への届出等に支障が出る場合があります。

また、本市では、行政サービスの情報提供を各窓口の判断で行っているため、対応できる言語や方法が体系的、統一的ではありません。

こうしたことから、必要な手続きに関する相談等だけでなく、気軽に日常生活上の相談ができ、日常生活において必要なマナーや習慣等について、学ぶ機会を提供できる窓口を設置することが必要です。

イ 転入時における情報提供の実施

転入手続き時に多言語での家庭ごみの取扱いなど生活ルールなどの情報提供はガイドブックの配布だけでなく、対面での説明などが必要です。

ウ 母子保健及び子育てにおける対応

多言語による母子保健や子育ての情報提供を行うとともにフォローアップが必要です。

エ 災害時における体制の整備

関係所管の連携をはじめ、NPO法人等、地域の自主防災組織や自治会など、支援の担い手となる多様な主体との連携協働を図ることが必要です。

7 施策の推進体制の整備

(1) 庁内の横断的な連携

庁内の横断的な連絡調整を行い、情報交換の場として各部局の連携を図るための定期的な会議を開催します。

また、本指針の進捗状況を把握するため、事業の達成度合い等を把握し、PDCAサイクルにより事業の見直し等に取り組めます。

(2) 多様な主体との連携協働を図る

庁内での連携をはじめ、公益財団法人吹田市国際交流協会等の関係機関や市民団体、民間団体等の連携・協働を促進します。

ネットワークの構築により多文化共生のまちづくりに向けて、それぞれ持つ情報や人的資源の活用の拡大が期待できます。

【用語解説】

* 1 「スリランカ・モラトワ市」

商業都市コロンボの南 20km に位置するスリランカ第三の都市で、塗装、機械、縫製などの産業が盛んで、伝統家具の産地としても有名です。人口は約 18 万人、面積は 16 km²です。

* 2 「オーストラリア・カンタベリバンクスタウン市」

オーストラリア太平洋岸のニューサウスウェルズ州にあり、大都市シドニーの南西 20km に位置する住宅・文化・商業都市で、シドニーオリンピックでは自転車競技が開催されました。調印時はバンクスタウン市でしたが、2016 年 5 月にカンタベリバンクスタウン市となり、人口は約 35 万人、面積は 110 km²となりました。

* 3 「生活文化」

本指針では、「風俗・習慣から日常の文化的営みまでも含む人の日常の生活活動」としてしています。

* 4 「5 大学 1 研究機関」

本市は、大阪大学、大阪学院大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学、国立民族学博物館の 5 大学 1 研究機関が立地する全国でも有数の「大学のあるまち」です。5 大学 1 研究機関との間で、文化・教育・産業・まちづくりなどの分野において、地域連携を推進する協定を締結しています。

* 5 「特別永住者」

平成 3 年(1991 年) 11 月 1 日に施行された「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(入管特例法)」に定められた在留資格を有する人です。

- * 6 「永住者」
一定の要件を満たして永住許可申請をし、許可され、日本国に永住している外国人永住権を持つ外国人です。

- * 7 「公益財団法人吹田市国際交流協会」
外国人を含むすべての人がともに安心して暮らせる地域社会づくりのための様々な事業に取り組んでいます。

- * 8 「吹田市人権施策基本方針」
「すべての人の人権が尊重される潤いのある豊かな社会の実現」を目指し、人権の視点に立って市政を総合的に進めるため、平成18年(2006年)2月に策定した本市の基本方針です。

- * 9 「多文化の確保」
本指針では、「多文化の理解、尊重にとどまらず、互いの文化を地域社会の中で埋没させないこと」としています。

- * 10 「ユニバーサルデザイン」
「文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力に関わらず利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）」をいいます。

平成29年（2017年）10月

発行：吹田市

編集：都市魅力部文化スポーツ推進室

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3-40

電話 06-6384-1305